（定義）

第二条　（略）

一・二　（略）

三　支給決定障害者等　法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。

四～十四　（略）

十五　共生型障害福祉サービス　法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

十六　（略）

十七　多機能型　第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第百八十五条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第百九十八条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条　指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3　（略）

第二章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（従業者の員数）

第五条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百十三条の十二及び第二百十三条の二十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2・3　（略）

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　支給決定障害者等　法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。

四～十四　（略）

（新設）

十五　（略）

十六　多機能型　第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第百八十五条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第百九十八条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条　指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3　（略）

第二章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（従業者の員数）

第五条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百十三条の二及び第二百十三条の十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2・3　（略）